

**中国深セン**

深セン市羅湖区  
深南東路5002号  
地主商業センター12階1203-06室  
電話: +86 755 8268 4480

**中国上海**

上海市徐匯区  
斜土路2899甲号  
光啓文化広場B号棟6階603室  
電話: +86 21 6439 4114

**中国北京**

北京市東城区  
灯市口大街33号  
國中商業ビル3階303室  
電話: +86 10 6210 1890

**台湾台北**

台北市大安区忠孝東路  
四段142号3階-3  
郵便番号: 10688  
電話: +886 2 2711 1324

**シンガポール**

セシルストリート138号  
セシル・コート13階1302室  
郵便番号: 069538  
電話: +65 6438 0116

**米国ニューヨーク**

ニューヨーク州ニューヨーク市  
キャナルストリート202号3階303室  
郵便番号: 10013  
電話: +1 646 850 5888

## 米国勤労所得税額控除(EITC)のご紹介

勤労所得税額控除は EITC または EIC と呼ばれ、低所得の就労者に提供される福祉です。資格に該当するために、未納の税額がなく、または納税の必要がないとしても特定の要求を満たし且つ確定申告書を提出しなければなりません。EITC を通じて納付すべき税額を減らすことができ、かつ還付金をもらう可能性があります。

EITC 資格に該当しかつ申告する者は、納税年度の収入、確定申告の状況及び適格子供・扶養者の人数に基づき、税額を減免し、かつ/あるいは税還付を申請することができます。子供・扶養者がいないとしても EITC を受ける資格に該当するかもしれません。

EITC 資格に該当するために、あなたは納税年度においてある人・会社によって雇用され、あるいは企業・農場を経営・保有することで 1 ドル以上の収入を得て、かつ基本条件を満たさなければなりません。あなた、あなたの配偶者及びあなたの確定申告書に記載されている適格子女は、あなたの確定申告書の提出期限(延期を含む)までに発行された、就業に使う社会保障番号を保有しなければなりません。既婚納税者は夫婦共同で申請を提出しない限り当該福祉を享受できません。あなたの所得及び調整後総所得(AGI)は下表の金額を超えてはいけません。

納税者身分	申告の適格子供の人数			
	0	1人	2人	3人以上
独身、未亡人、世帯主	\$15,570	\$41,094	\$46,703	\$50,162
夫婦合算申告	\$21,370	\$46,884	\$52,493	\$55,952

EITC を申告するために、連邦納税申告書を提出しなければなりません。未納の税額がなく、または納税の必要がないとしても還付金をもらうために、確定申告しかつ EITC を申告する必要があります。以前の課税年度には EITC 資格に該当する場合、現在はまだ 2016、2017 及び 2018 年の確定申告書を提出することで EITC の還付金を受け取ることができます。ただし、確定申告書を提出することが前提です。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com)

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)